

前回の部会での委員からの質問事項について

【質問】

県が告示している総量規制基準のC値（COD、窒素、りん）について、排水水質の実態が総量規制基準のC値範囲の上限値を上回っているために、上限値としている業種がどの程度あるか。

【回答】

総量規制基準のC値は、環境大臣が示す業種別のC値範囲内において、県が設定することとされている。

これまで、公共用水域の水質環境や工場・事業場の排水水質の実態等を考慮して各業種を分類し、C値を次のとおり設定してきた。

| | |
|--------------------------------------|-------|
| ・排水水質の実態が上限値を上回っている業種 | 上限値 |
| ・排水水質の実態が概ねC値範囲内にある業種 | C値範囲内 |
| ・排水水質の実態が下限値を下回っている業種 ・本県に存在しない業種 | 下限値 |

現行の第8次総量規制基準のC値設定状況は以下のとおり。

表1 C値設定状況別区分数

| | 総数 | 上限値 | C値範囲内 | 下限値 |
|-----|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | | |
| COD | 807 (業種区分 269×時期区分 3) | 28 (3.5%) | 35 (4.3%) | 744 (92.2%) |
| 窒素 | 634 (業種区分 317×時期区分 2) | 133 (21.0%) | 115 (18.1%) | 386 (60.9%) |
| りん | 594 (業種区分 297×時期区分 2) | 145 (24.4%) | 128 (21.5%) | 321 (54.0%) |

また、上限値をとっている業種の具体例として、事業場数が多いものを例示すると以下のとおり。

- ・畜産農業（COD、窒素、りん）
 - ・金属製品製造業（COD、窒素、りん）
 - ・し尿浄化槽（COD、窒素、りん）
 - ・電気めっき業（窒素、りん）
 - ・輸送用機械器具製造業（窒素、りん）
- 等